

令和5年3月

# 伊那市議会定例会議案書

令和5年2月24日

## 令和 5 年 3 月伊那市議会定例会議案目次

議案第 1 号	財産（土地）の取得について……………	4
議案第 2 号	市道路線の廃止について……………	6
議案第 3 号	伊那市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	7
議案第 4 号	伊那市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例……………	9
議案第 5 号	伊那市積立基金条例の一部を改正する条例……………	11
議案第 6 号	伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	13
議案第 7 号	伊那市保育園条例及び伊那市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例……………	14
議案第 8 号	伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	15
議案第 9 号	伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	18
議案第 10 号	伊那市介護予防施設条例の一部を改正する条例……………	21
議案第 11 号	伊那市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	23
議案第 12 号	伊那市キャンプ場条例の一部を改正する条例……………	24
議案第 13 号	伊那市営住宅条例の一部を改正する条例……………	27
議案第 14 号	伊那市中間教室条例の一部を改正する条例……………	29
議案第 15 号	伊那市美術館条例及び伊那市歴史博物館条例の一部を改正する条例……………	30
議案第 16 号	伊那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	32
議案第 17 号	伊那市体育施設条例の一部を改正する条例……………	34
議案第 18 号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	36
議案第 19 号	財産（建物）の譲与について……………	43
議案第 20 号	令和 4 年度伊那市一般会計第 7 回補正予算について……………	46
議案第 21 号	令和 4 年度伊那市国民健康保険特別会計第 3 回補正予算について……………	47
議案第 22 号	令和 4 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 3 回補正予算について……………	48

議案第23号	令和4年度伊那市後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について…	49
議案第24号	令和4年度伊那市介護保険特別会計第3回補正予算について…	50
議案第25号	令和4年度伊那市営駐車場事業特別会計第2回補正予算について…	51
議案第26号	令和4年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第4回補正予算に ついて…	52
議案第27号	令和4年度伊那市水道事業会計第2回補正予算について…	53
議案第28号	令和4年度伊那市下水道事業会計第4回補正予算について…	54
議案第29号	令和4年度伊那市自動車運送事業会計第1回補正予算について…	55
議案第30号	令和5年度伊那市一般会計予算について…	56
議案第31号	令和5年度伊那市国民健康保険特別会計予算について…	57
議案第32号	令和5年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算について…	58
議案第33号	令和5年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算について…	59
議案第34号	令和5年度伊那市介護保険特別会計予算について…	60
議案第35号	令和5年度伊那市営駐車場事業特別会計予算について…	61
議案第36号	令和5年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算について…	62
議案第37号	令和5年度伊那市藤沢財産区特別会計予算について…	63
議案第38号	令和5年度伊那市北原財産区特別会計予算について…	64
議案第39号	令和5年度伊那市長藤財産区特別会計予算について…	65
議案第40号	令和5年度伊那市水道事業会計予算について…	66
議案第41号	令和5年度伊那市下水道事業会計予算について…	67
議案第42号	令和5年度伊那市自動車運送事業会計予算について…	68

財産（土地）の取得について

下記のとおり財産（土地）を取得することについて、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年伊那市条例第47号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 地番     | 伊那市東春近6873番1 ほか19筆<br>(別記のとおり)  |
| 2 | 地目     | 田、雑種地及び宅地   |
| 3 | 地積     | 17,614.56平方メートル   |
| 4 | 取得予定価格 | 58,610,619円   |
| 5 | 相手方    | <br> ほか14人<br>(別記のとおり) |

令和5年2月24日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

東原工業団地の拡張用地として取得するため、提案するものであります。

(別記)

取得する財産（土地）の一覧

地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	相手方	
			住所	氏名
伊那市東春近6873番1	田	1,719.78		
伊那市東春近6873番2	田	2,000.91		
伊那市東春近6874番1	田	928.42		
伊那市東春近6874番2	田	707.32		
伊那市東春近6875番1	田	1,087.49		
伊那市東春近6875番2	田	657.29		
伊那市東春近6876番1	田	991.45		
伊那市東春近6876番2	田	624.28		
伊那市東春近6877番1	田	624.28		
伊那市東春近6877番2	田	479.21		
伊那市東春近6878番2	田	1,332.60		
伊那市東春近6879番1	田	1,369.62		
伊那市東春近6879番2	田	621.28		
伊那市東春近6880番1	田	747.34		
伊那市東春近6881番1	雑種地	334.35		
伊那市東春近6881番2	田	161.07		
伊那市東春近6881番5	宅地	476.64		
伊那市東春近6882番1	田	327.14		
伊那市東春近6882番2	田	1,042.47		
伊那市東春近6882番3	田	1,381.62		
合計	20筆	17,614.56		

## 市道路線の廃止について

下記のとおり市道路線の廃止を行いたいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

## 廃止路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
T-1552	松倉金沢支線	高遠町藤沢 4976番8先	高遠町藤沢 4976番8先		メートル 217.3	メートル 2.6～4.0
T-1553	千代田湖横線	高遠町藤沢 4976番4先	高遠町藤沢 4976番4先		72.7	2.7～4.5

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

上記の路線は、市道としての機能を喪失している路線を廃止するため、提案するものであります。

伊那市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

伊那市一般職の職員の給与に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 のア中

「

4 級	1	係長の職務
	2	支所長の職務
	3	園長の職務
	4	副園長の職務
	5	副主幹又は副技幹の職務

」を

「

4 級	1	係長の職務
	2	担当係長の職務
	3	支所長の職務
	4	園長の職務
	5	副園長の職務
	6	副主幹又は副技幹の職務

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

職員の定年引上げに伴い、役職定年により降任する職員の配置先の新設及び係長の職にある職員の業務負担の軽減のため、提案するものであります。

伊那市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

伊那市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例（令和 4 年伊那市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条のうち、伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 43 号）附則に 8 項を加える改正規定中「8 項」を「9 項」に改め、同改正規定（附則第 23 項に係る部分に限る。）中「第 5 条の 3 中「定年から」とあるのは「定年（附則第 21 項各号に掲げる職員以外の職員にあつては 60 歳とし、同項各号に掲げる職員にあつては 65 歳）から」と、同条」を「第 5 条の 3」に、「「定年」」を「「その者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき」」に、「「定年（附則第 21 項各号に掲げる職員以外の者にあつては 60 歳とし、同項各号に掲げる職員にあつては 65 歳）」」を「「その者に係る定年（附則第 21 項各号に掲げる職員以外の者にあつては 60 歳とし、同項各号に掲げる職員にあつては 65 歳）と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき」」に改め、同改正規定に次のように加える。

27 当分の間、第 4 条第 1 項第 4 号並びに第 5 条第 1 項第 3 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる者（附則第 24 項の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）に対する第 5 条の 3 及び第 6 条の 3 の規定の適用については、第 5 条の 3 の表の第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の項、第 5 条の 2 第 1 項第 1 号の項及び第 5 条の 2 第 1 項第 2 号の項並びに第 6 条の 3 の表の第 6 条の項、第 6 条の 2 第 1 号の項及び第 6 条の 2 第 2 号の項中「100 分の 3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあつては、100 分の 2）」とあるのは、「100 分の 3」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

職員の定年引上げに伴い、退職手当の基本額に係る経過措置を規定するため、提案するものであります。

## 伊那市積立基金条例の一部を改正する条例

伊那市積立基金条例（平成 18 年伊那市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

新型コロナウイルス対策応援基金	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い実施する各種対策事業及び支援事業に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
-----------------	---	---------

」を

「

新型コロナウイルス対策応援基金	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い実施する各種対策事業及び支援事業に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
森林環境譲与税基金	森林環境譲与税の交付に伴い実施する森林経営管理制度による各種事業及び森林整備等に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

森林環境譲与税基金を設置するため、提案するものであります。

伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例  
の一部を改正する条例

伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「令和 5 年 3 月 31 日まで」を「令和 6 年 3 月 31 日又は令和 6 年 3 月 31 日までに新たに基本的な計画を作成する場合は当該計画の同意日の前日のいずれか早い日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に基づく長野県上伊那地域基本計画の計画期間の延長申請に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市保育園条例及び伊那市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例

(伊那市保育園条例の一部改正)

第 1 条 伊那市保育園条例（平成 1 8 年伊那市条例第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に改める。

(伊那市子ども・子育て審議会条例の一部改正)

第 2 条 伊那市子ども・子育て審議会条例（平成 2 5 年伊那市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 7 7 条第 1 項」を「第 7 2 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 7 6 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年伊那市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項ただし書中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改め、同項第 1 号中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改め、同項第 2 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同項第 3 号中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 8 条中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改める。

第 13 条第 4 項第 3 号ア(ア)中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同号ア(イ)中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同号イ(ア)中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同号イ(イ)中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 15 条第 1 項第 3 号中「第 25 条」を「第 25 条第 1 項」に改める。

第 20 条第 4 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改める。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

第 35 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「同項第 1 号」を「同条第 1 号」に、「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

令和5年2月24日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和４年法律第７６号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和４年内閣府令第６５号）の施行により、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊那市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次条第1項」の次に「、第8条の3第2項」を加える。

第8条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車運行する場合の所在の確認）

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

#### 第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

令和5年2月24日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第１５９号）、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和４年厚生労働省令第１６７号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第１７５号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

## 伊那市介護予防施設条例の一部を改正する条例

伊那市介護予防施設条例（平成22年伊那市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

和手下いきいき交流施設	伊那市富県1610番地2
上山田いきいき交流施設	伊那市高遠町上山田397番地1
下村いきいき交流施設	伊那市西春近6324番地4
下小出いきいき交流施設	伊那市西春近5817番地6
野口いきいき交流施設	伊那市手良野口959番地1
上島いきいき交流施設	伊那市西春近2124番地7
境いきいき交流施設	伊那市境1188番地
木裏原いきいき交流施設	伊那市東春近10746番地43
四日市場いきいき交流施設	伊那市高遠町長藤6463番地
湯戸いきいき交流施設	伊那市富県8473番地2
柳沢いきいき交流施設	伊那市西春近4608番地1
上川手いきいき交流施設	伊那市美篤8959番地8
城いきいき交流施設	伊那市西春近411番地
川北町いきいき交流施設	伊那市荒井3896番地8
高尾町いきいき交流施設	伊那市山寺2118番地5
下中島いきいき交流施設	伊那市富県6534番地3
池いきいき交流施設	伊那市富県9865番地
羽根いきいき交流施設	伊那市富県8079番地1
南小出いきいき交流施設	伊那市西春近3785番地2
御堂いきいき交流施設	伊那市長谷溝口2392番地

」を

「

御堂いきいき交流施設	伊那市長谷溝口2392番地
------------	---------------

」に

改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月24日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

介護予防施設を所在する区域の認可地縁団体へ譲与するため、提案するものであります。

伊那市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊那市国民健康保険条例（平成 18 年伊那市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「40 万 8,000 円」を「48 万 8,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 5 条第 1 項の規定は、施行日以後の出産について適用し、施行日前の出産については、なお従前の例による。

令和 5 年 2 月 24 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

出産育児一時金の見直しに伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

## 伊那市キャンプ場条例の一部を改正する条例

伊那市キャンプ場条例（平成 18 年伊那市条例第 251 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項の表中

「

千代田湖キャンプ場	5 月 1 日から 10 月 31 日まで
鹿嶺高原キャンプ場	5 月 1 日から 10 月 31 日まで

」を

「

千代田湖キャンプ場	4 月 1 日から 11 月 30 日まで
鹿嶺高原キャンプ場	4 月 1 日から 11 月 30 日まで

」に

改める。

別表(1)の表中

「

オートキャンプサイト	宿泊使用	1 サイト	5,000 円
	日帰り使用	1 サイト 1 時間	300 円
	環境保全費	1 人 1 回	200 円
テントサイト	宿泊使用	1 サイト	3,000 円
	日帰り使用	1 サイト	1,000 円

」を

「

オートキャンプサイト	宿泊使用	1 サイト	10,000 円
	日帰り使用	1 サイト 1 時間	600 円
	環境保全費	1 人 1 回	200 円
テントサイト	宿泊使用	1 サイト	5,000 円
	日帰り使用	1 サイト	2,000 円

」に

改める。

別表(2)の表中

「

テントサイト	宿泊使用	1 サイト	2,000 円
	日帰り使用	1 サイト	700 円
フリーサイト	宿泊使用	一般（中学生以上）1 人	1,000 円
		小学生及び幼児（3 歳以上）1 人	500 円
	日帰り使用	一般（中学生以上）1 人	500 円
		小学生及び幼児（3 歳以上）1 人	300 円
貸切り（団体に限る。）	宿泊使用		56,000 円
	日帰り使用		25,600 円

」を

「

テントサイト	宿泊使用	1 サイト	5,000 円
	日帰り使用	1 サイト	2,000 円
フリーサイト	宿泊使用	一般（中学生以上）1 人	3,000 円
		小学生及び幼児（3 歳以上）1 人	1,500 円
	日帰り使用	一般（中学生以上）1 人	1,500 円
		小学生及び幼児（3 歳以上）1 人	1,000 円
貸切り（団体に限る。）	宿泊使用		60,000 円
	日帰り使用		30,000 円
駐車場使用	1 台		1,000 円

」に

改める。

別表備考2中「キャビン1,600円、オートキャンプサイト300円、テントサイト300円、ペットサイト400円、フリーサイト100円、貸切り6,000円」を「表に定める利用料金の額の20パーセント以内の額」に改め、備考6を備考7とし、備考5の次に次のように加える。

- 6 指定管理者が定めて市長が承認した期間は、千代田湖キャンプ場のテントサイトをフリーサイトとして使用できるものとし、この場合の利用料金の額はフリーサイトの額とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

令和5年2月24日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

キャンプ場の使用期間及びキャンプ場の利用料金等を改定するため、提案するものであります。

伊那市営住宅条例の一部を改正する条例

伊那市営住宅条例（平成18年伊那市条例第149号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

伊那市西箕輪7200番地34	簡平	31.57	昭和39年度	8戸
伊那市西箕輪7200番地27	簡平	33.71	昭和41年度	8戸

」を

「

伊那市西箕輪7200番地27	簡平	33.71	昭和41年度	8戸
----------------	----	-------	--------	----

」に、

「

伊那市若宮7317番地	簡平	33.71	昭和44年度	24戸
-------------	----	-------	--------	-----

」を

「

伊那市若宮7317番地	簡平	33.71	昭和44年度	12戸
-------------	----	-------	--------	-----

」に、

「

伊那市若宮7312番地	簡平	54.10	昭和53年度	2戸
伊那市若宮7314番地3	簡平	51.20	昭和53年度	6戸

」を

「

伊那市若宮7314番地3	簡平	51.20	昭和53年度	6戸
--------------	----	-------	--------	----

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年2月24日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

市営住宅の整備計画に従い使用に耐えなくなったものを廃止するため、提案するものであります。

## 伊那市中間教室条例の一部を改正する条例

伊那市中間教室条例（平成 18 年伊那市条例第 174 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「登校拒否児童及び登校拒否生徒」を「不登校の児童生徒」に、「に向けて」を「及び社会的自立に向けた」に改める。

第 2 条中「名称 やまびこ学級」及び「位置 伊那市中央 4961 番地」を削り、同条に次の表を加える。

名称	位置
やまびこ学級	伊那市中央 4961 番地
伊宝館	伊那市狐島 3974 番地 2

第 3 条中「やまびこ学級」を「中間教室」に改め、同条第 1 号ただし書中「メンタルアドバイザー」を「適応指導員」に、「登校拒否児童及び登校拒否生徒」を「不登校の児童生徒」に改める。

## 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊宝館を設置するため、提案するものであります。

伊那市美術館条例及び伊那市歴史博物館条例の一部を改正する条例

(伊那市美術館条例の一部改正)

第 1 条 伊那市美術館条例（平成 18 年伊那市条例第 185 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）第 18 条及び」を削る。

第 14 条第 1 項中「法第 20 条」を「博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 23 条」に改める。

(伊那市歴史博物館条例の一部改正)

第 2 条 伊那市歴史博物館条例（平成 18 年伊那市条例第 199 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）第 18 条及び」を削る。

第 13 条第 1 項中「法第 20 条」を「博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 23 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

博物館法の一部を改正する法律（令和４年法律第２４号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊那市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとと

もに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

令和5年2月24日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

## 伊那市体育施設条例の一部を改正する条例

伊那市体育施設条例（平成 18 年伊那市条例第 193 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 号を削る。

別表第 1 中

「

高遠グリーンパーク	4 月 1 日から 11 月 30 日まで	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
伊那西スケート場	12 月 1 日から翌年 2 月 20 日（1 月 1 日を除く。）まで	午前 6 時から午後 9 時まで

」を

「

高遠グリーンパーク	4 月 1 日から 11 月 30 日まで	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
-----------	-----------------------	----------------------------

」に

改める。

別表第 2 中第 28 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

伊那西スケート場を廃止するため、提案するものであります。

## 人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

## 記

氏名	生年月日	住所	備考
仲田 穂積	昭和27年10月1日	長野県伊那市上の原6031番地1	再任
北原 和俊	昭和23年10月30日	長野県伊那市富県965番地	新任
齋藤 敬	昭和39年5月5日	長野県伊那市美篤4159番地2	再任
大山 千佳	昭和42年7月14日	長野県伊那市西箕輪4750番地3	新任

令和5年2月24日提出

伊那市長 白鳥 孝

## （提案理由）

仲田穂積委員、鹿野剛委員、齋藤敬委員及び大倉博子委員が令和5年6月30日をもって任期満了となることに伴い、上記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は3年、略歴は別紙のとおりであります。

# 略 歴

なか 　 た 　 ほ 　 づみ  
仲 　 田 　 穂 　 積

昭和 27 年 10 月 1 日生（満 70 歳）

本 籍 長野県下伊那郡喬木村 3 番地 1

住 所 長野県伊那市上の原 6031 番地 1

## 最 終 学 歴

昭和 50 年 3 月 信州大学工学部卒業

## 職 歴

自 昭和 50 年 4 月  
至 平成 29 年 10 月 ルビコン株式会社

## 公 職 歴

自 平成 31 年 1 月  
至 令和 2 年 3 月 上の原区長

自 令和 2 年 7 月  
至 現 在 人権擁護委員

# 略 歴

きた はら かず とし  
北 原 和 俊

昭和 23 年 10 月 30 生 (満 74 歳)

本 籍 長野県伊那市富県 9 6 5 番地

住 所 長野県伊那市富県 9 6 5 番地

## 学 歴

昭和 48 年 3 月 山梨大学教育学部卒業

## 職 歴

自	昭和 48 年	4 月	長野県内小学校教諭
至	平成 8 年	3 月	
自	平成 8 年	4 月	松本市立島内小学校教頭
至	平成 11 年	3 月	
自	平成 11 年	4 月	伊那市立伊那東小学校教頭
至	平成 13 年	3 月	
自	平成 13 年	4 月	中野市立平岡小学校校長
至	平成 16 年	3 月	
自	平成 16 年	4 月	伊那市立伊那小学校校長
至	平成 21 年	3 月	
自	平成 21 年	4 月	伊那市教育委員会子ども相談室相談員
至	平成 23 年	3 月	
自	平成 24 年	4 月	伊那市教育委員会子ども相談室相談員
至	平成 26 年	3 月	
自	平成 26 年	4 月	伊那市立富県公民館館長
至	令和 4 年	3 月	
自	平成 27 年	4 月	東京学芸大学大学院特設講座講師
至	平成 30 年	3 月	

## 公 職 歴

自	平成 2 3 年	1 月	上新山区長
至	平成 2 3 年	1 2 月	
自	平成 2 4 年	4 月	伊那市社会教育委員
至	平成 2 6 年	3 月	
自	平成 2 8 年	4 月	伊那市教育支援委員会委員長
至	令和 2 年	3 月	

# 略 歴

さい  
齋

とう  
藤

たかし  
敬

昭和 39 年 5 月 5 日生 (満 58 歳)

本 籍 長野県伊那市高遠町西高遠 8 3 5 番地

住 所 長野県伊那市美篤 4 1 5 9 番地 2

## 最 終 学 歴

昭和 62 年 3 月 専修大学法学部卒業

## 職 歴

自 平成 5 年 1 月  
至 平成 22 年 12 月 湯澤房利司法書士事務所

自 平成 22 年 12 月  
至 現 在 サイトウ・オフィス (自営業)

## 公 職 歴

自 平成 23 年 5 月  
至 現 在 公益社団法人成年後見センターリーガルサポートながの支部副支部長

自 平成 24 年 5 月  
至 平成 25 年 10 月 伊那市土地開発公社理事

自 平成 25 年 10 月  
至 平成 26 年 2 月 伊那市土地開発公社清算人

自 平成 28 年 8 月  
至 現 在 伊那市権利擁護ネットワーク連絡協議会委員

自 平成 29 年 5 月  
至 令和 元年 5 月 長野県司法書士会常任理事

自 平成 31 年 4 月  
至 現 在 伊那市社会福祉協議会福祉サービス苦情解決委員会委員及びくらしの安心サービス事業運営審査委員会委員

自 令和 2 年 7 月  
至 現 在 人権擁護委員

# 略 歴

おお やま ち か  
大 山 千 佳

昭和42年7月14日生（満55歳）

本 籍 東京都品川区旗の台四丁目1270番地

住 所 長野県伊那市西箕輪4750番地3

## 最 終 学 歴

昭和63年 3月 青山学院女子短期大学英文学科卒業

## 職 歴

自 昭和63年 4月  
至 平成26年 3月 三井住友信託銀行株式会社

自 平成27年 7月  
至 現 在 あがっとそろばん&学習塾（自営業）

自 平成31年 4月  
至 令和 2年 3月 株式会社農協観光伊那営業支店

## 公 職 歴

自 令和 2年 5月  
至 現 在 長野県信州暮らしパートナー

財産（建物）の譲与について

下記のとおり建物を譲与することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 譲与する建物

- (1) 所在地 伊那市富県1610番地2
- (2) 名称 和手下いきいき交流施設
- (3) 構造規模 木造 平屋建て  
119.24平方メートル ほか18棟  
(別記のとおり)

- 2 譲与する相手先 伊那市富県1610番地2  
和手下常会  
代表 武村 喜美男 ほか18団体  
(別記のとおり)

- 3 譲与する日 令和5年4月1日

令和5年2月24日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

介護予防施設を所在する区域の認可地縁団体へ譲与するため、提案するものであります。

(別記)

譲与する財産(建物)の一覧

譲与する建物			譲与する相手先
所在地	名称	構造規模	
伊那市富県1610番地2	和手下いきいき交流施設	木造 平屋建て 119.24㎡	伊那市富県1610番地2 和手下常会 代表 武村 喜美男
伊那市高遠町上山田397番地1	上山田いきいき交流施設	木造 平屋建て 238.49㎡	伊那市高遠町上山田397番地1 上山田区 代表 丸山 保
伊那市西春近6324番地4	下村いきいき交流施設	木造 平屋建て 106.00㎡	伊那市西春近6499番地 表木区 代表 花岡 敏博
伊那市西春近5817番地6	下小出いきいき交流施設	木造 平屋建て 118.42㎡	伊那市西春近6499番地 表木区 代表 花岡 敏博
伊那市手良野口959番地1	野口いきいき交流施設	木造 平屋建て 373.47㎡	伊那市手良野口959番地1 野口区 代表 向山 充
伊那市西春近2124番地7	上島いきいき交流施設	木造 平屋建て 212.82㎡	伊那市西春近2536番地 小出島区 代表 大内 丈司
伊那市境1188番地	境いきいき交流施設	木造 平屋建て 170.58㎡	伊那市境1195番地 境区 代表 北原 秀樹
伊那市東春近10746番地43	木裏原いきいき交流施設	木造 平屋建て 135.19㎡	伊那市東春近10746番地43 木裏原区 代表 川上 学
伊那市高遠町長藤6463番地	四日市場いきいき交流施設	木造 平屋建て 146.56㎡	伊那市高遠町長藤6463番地 四日市場 代表 北原 秀樹
伊那市富県8473番地2	湯戸いきいき交流施設	木造 平屋建て 79.08㎡	伊那市富県8473番地2 湯戸常会 代表 田中 正幸
伊那市西春近4608番地1	柳沢いきいき交流施設	木造 平屋建て 126.70㎡	伊那市西春近4608番地1 柳沢町 代表 北原 克明
伊那市美篤8959番地8	上川手いきいき交流施設	木造 平屋建て 182.18㎡	伊那市美篤5715番地 上川手区 代表 白鳥 英二
伊那市西春近411番地	城いきいき交流施設	木造 平屋建て 138.08㎡	伊那市西春近411番地 城地区 代表 江尻 充由
伊那市荒井3896番地8	川北町いきいき交流施設	木造 平屋建て 188.81㎡	伊那市荒井3760番地14 川北町町内会 代表 北原 莊司
伊那市山寺2118番地5	高尾町いきいき交流施設	木造 平屋建て 179.07㎡	伊那市山寺1979番地2 山寺区 代表 福澤 勉
伊那市富県6534番地3	下中島いきいき交流施設	木造 平屋建て 113.86㎡	伊那市富県6534番地3 下中島常会 代表 小牧 直樹
伊那市富県9865番地	池いきいき交流施設	木造 平屋建て 130.01㎡	伊那市富県9865番地 池常会 代表 下島 英喜

譲与する建物			譲与する相手先
所在地	名称	構造規模	
伊那市富県8079番地1	羽根いきいき交流施設	木造 平屋建て 87.57㎡	伊那市富県8079番地1 羽根常会 代表 吉澤 徹
伊那市西春近3785番地2	南小出いきいき交流施設	木造 平屋建て 88.04㎡	伊那市西春近3436番地 南小出 代表 北原 一喜

令和4年度伊那市一般会計第7回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度伊那市一般会計第7回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和5年2月24日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 4 年度伊那市国民健康保険特別会計第 3 回補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊那市国民健康保険特別会計第 3 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 4 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 3 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 3 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 4 年度伊那市後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊那市後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 4 年度伊那市介護保険特別会計第 3 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊那市介護保険特別会計第 3 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 4 年度伊那市営駐車場事業特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊那市営駐車場事業特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 4 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 4 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 4 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 4 年度伊那市水道事業会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊那市水道事業会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 4 年度伊那市下水道事業会計第 4 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊那市下水道事業会計第 4 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 4 年度伊那市自動車運送事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊那市自動車運送事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和5年度伊那市一般会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和5年度伊那市一般会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和5年2月24日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 5 年度伊那市国民健康保険特別会計予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市国民健康保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市介護保険特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市介護保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市営駐車場事業特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市営駐車場事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市藤沢財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市藤沢財産区特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和5年度伊那市北原財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和5年度伊那市北原財産区特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和5年2月24日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 5 年度伊那市長藤財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 5 年度伊那市長藤財産区特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和5年度伊那市水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和5年度伊那市水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和5年2月24日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 5 年度伊那市下水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 4 条第 2 項の規定により、令和 5 年度伊那市下水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市自動車運送事業会計予算について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 4 条第 2 項の規定により、令和 5 年度伊那市自動車運送事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

伊那市長 白 鳥 孝